

神戸市立中央図書館所蔵

『兵庫裁判所書翰集』（一）

岩 村 等

目 次

はじめに

凡例
資料
英文標題

館宛の、主に日本人と外国人との法的紛争についての書翰集である。資料はひとつつの本の体裁となってまとめられているが、表紙には、From Saibansho Japanese Originals と記されている。今回神戸市立図書館の御許可を得て、この書翰集を全文掲載することになった。

前述したように、兵庫裁判所から英國領事館宛の書翰は、日本人と外国人との法的紛争についてのやりとりが内容の中心をなしている。外国人はほとんどが英國人である。同時に、資料には、裁判所の休日案内であるとか、裁判所長の官位の昇格の通知が盛りこまれており、さながら兵庫裁判所の歳時記ともいふのである。明治七（一八七四）年中の、兵庫裁判所から英國領事

いえるような内容をもあわせもつてゐる。法的紛争の内容は、多岐をきわめているが、貿易取引、それも消費財の取引をめぐるトラブルが大多数を占めている。そして神戸の外国人居留地をめぐる日本人商人と英国人商人の様々な駆引や思惑が、資料を通じて窺い知られるのである。また、英國人の発砲によって、日本人船頭が負傷したり、和歌山で英國人の獵銃発射により家屋が全焼した事件も記録されている。要するに、この資料を通じて、神戸の外国人居留地の初期の社会生活の一端が、我々の目の前にあらわれるのであり、また居留地住民の訴訟好きのひとつの中間見ることができるのである。⁽³⁾ 神戸の外国人居留地は、横浜などのそれと同様、幕末における我国の開港の結果生まれた、特別な社会であり制度であった。各地の外国人居留地は、日本における外國貿易の拠点であり、一定の特権を付与せられた社会であつた。神戸の場合、外国人居留地が外國貿易の拠点として繁栄をみせはじめるのは、この資料の年代である明治七（一八七四）年よりもっとあとのことであり、大阪が工業都市としてめざましい發展をみせていたことと軌を一にしていた。明治七（一八七四年）当時の神戸の居留地は、外国人貿易商にとって、将来性を疑っていた時代であり、神戸外国人居留地の搖籃の時代であった。⁽⁵⁾

最後に、本資料を読む上で、最低限必要な事項についてのみふれておきたい。兵庫裁判所は、明治初年の司法制度改革の改革のなかで、明治五（一八七二）年に設置され、以後神戸の外国人関係の訴訟をも管轄することになったものである。さて、日本人と外国人との訴訟において忘れてはならないのは領事裁判の制度である。⁽⁷⁾ すなわち、日本人が原告、外国人が被告の場合には、外国人被告が国籍を有する国の領事が裁判権を有していたのである。ただし、外国人が原告、日本人が被告の場合には、日本の裁判所が裁判権を有していた。いずれにしても、日本人と外国人との訴訟においては、当事者相互の交渉のみならず、日本の裁判所と外国領事館との交渉が介在していたため、問題解決に法以外の要因が必要以上にはいつてきていることを、本資料は示している。つぎに資料に必ず出てくる兵庫裁判所長と英國領事についてのべておく。明治七（一八七四）年当時の兵庫裁判所長は、土居通夫であつて、明治五（一八七二）年一月から明治九（一八七六）年一一月まで在任した。⁽⁸⁾ 土居通夫は、もと伊予宇和島の藩士であり、明治二（一八六九）年一月、大阪府の外國事務局御用掛勤務、明治五（一八七二）年六月司法省入り東京裁判所聴証課勤務、明治九（一八七六）年には大阪上等裁判所勤務、一四（一八八一）年には大審院詰となつてゐる。明治一七（一八

八四年に退官、実業界にはいり明治二八(一八九五)年より大正六(一九一七)年までの間大阪商業会議所会頭を勤めているのは興味深い。明治七(一八七四)年当時の英國領事は、Abel J. Gowerであるが、簡見の範囲では経歴はよくわからない。資料に出でくる地名は、神戸外国人居留地、神戸の日本人居住地、大阪が主になっているが、消滅した地名もあるので注意を要する。⁽¹¹⁾

- (1) この資料の所在を私が知ることになったのは、堅田精司氏がなにかの研究会での発表で指摘され、その研究会に参加していた大谷正氏の御教示による。一九七七年の初頭のことであった。
- (2) 神戸の外国人居留地の社会生活の詳細を教えてくれる文献は、神戸の英字新聞ジャパン・クロニクル社が大正七(一九一八年)に編集発行した "Jubilee Number 1868-1918" の全訳『神戸外国人居留地』(堀博・小出石史郎共訳)、土居晴夫解説、神戸新聞出版センター、一九八〇年)であろう。本稿掲載資料を読む上で大いに参考になる。近代神戸の歴史を中心とする研究の対象としている研究誌『歴史と神戸』(隔月刊・神戸史学会編集)も必読の文献である。一九六二年八月に創刊号が発行されて以来、神戸の外国人居留地や神戸の貿易について多くの誌面が割かれてきた。「歴史と神戸」第一〇一号(一九八〇年一〇月)には、一号から一〇〇号までの「歴史と神戸」の総目次が掲載されている。『神戸外国人居留地』および『歴史と神戸』以外にも神戸の近代史についてふれているものは無数にあるが、『神戸外国人居留地』の解説末尾で土居晴夫氏が詳しい文献案内をされているので、是非参照され

た。

(3) 前掲『神戸外国人居留地』一九二頁。

(4) 外国人居留地の制度を研究した文献には大山梓『旧条約下における開港場の研究』(鳳書房、一九六七年)がある。

(5) 前掲『神戸外国人居留地』一七四頁。

(6) 司法省編『司法沿革誌』(一九三七年)一九頁。

(7) 領事裁判の最新の研究には、加藤英明「領事裁判の研究—日本における—」(名古屋大学法政論集、八四・八六号、一九八〇年)がある。

(8) 前掲『司法沿革誌』六五六頁。なお大阪商工会議所編『大阪商工会議所百年史』(一九七九年)によると、土居通夫の兵庫裁判所長就任日は明治六(一八七三)年五月となっている(同書、二九六頁)。

(9) 前掲『大阪商工会議所百年史』二九五二九七頁。

(10) 前掲『神戸外国人居留地』に、Gower の記述が断片的にある。

(11) 神戸外国人居留地の地名や、商館名は、神戸三宮ライオンズ・クラブが、神戸市役所所蔵の地図をもとに作成した『一八七二年(明治五年)の外国商館名と八日神戸外国人居留地』(一九六七年(昭和四二年)現在の主要建物位置図)(一九六七年)、神戸商工会議所編『扇港財界の歩み』(一九五三年)所載の明治二四(一八九一年)当時の『神戸市全図』によつてある程度知ることが出来る。

神戸全体の地名の変遷は、兵庫県総務部地方課『兵庫県市町村合併史』(兵庫県、一九六二年)が参考になる。

凡例

一、原資料は手書きの、和文の書翰集である。本稿ではひとつのみの書翰(これに訴状、証拠の写しなどが付属している)にと

第十三号

ひとまどまりの資料とし、これに洋数字の整理番号と、標題をついた。同じ事件を扱っていると思われるものには、標題の下に続き番号を付け加えた。

一、原資料の書翰の上欄には、当時の英國領事館によつて書き加えられたと思われる文の整理番号と標題がついているが、これは本稿の最後に掲載した。

三、字体は、原資料を尊重する意味で旧字体はそのままとした。

明治七年一月八日

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、ヌ、セ、カワル貴下

1 新年ノ慶賀

第一号

新年之慶賀芽出度申述候尚両国政府之交際益懇篤ナラン事ヲ致

希望候拝具

明治七年第一月四日

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事兼佛國事務取扱

アヘル、エ、ゼ、ガワル貴下

明治七年一月九日

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

3 清國人阿片喫煙事件(1)

第十六号

支那人共阿片烟ヲ喫候儀ニ付貴國人ウイーショーソン氏江對シ尋度次第有之候間明十日午前第十時當裁判所江出頭候様同氏江御達有之度此段及御掛合候也

明治七年一月九日

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、ガール貴下

4 清國人阿片喫煙事件(2)

第十七号

今十日付之貴翰致拝見候然ハ貴國人ウイージョーン氏當裁判所江出頭之儀及御掛合候處右姓名之者無之尚取調申進候様御回答之趣致承知右ウイーショーン氏ハ當港東海岸九十六番即旧

逢泰号當時聯發号ト申候支那人宅ニ住居致シ候支那人ニテ貴國人民之證書ヲ所持致シ候者ニ有之候間猶御取調之上明後十二

日午前第十時御差出有之度此段再応及御掛合候拝具

明治七年一月十日

権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カール

追テ本文ウイーショーン氏名前書別紙差進候也

5 藤井由兵衛對 Joseph 手付金取戻訴訟(1)

第廿一号

我國人芸州豊田郡向ヒ田之浦田上幸七儀昨年十二月三十日神戶鉄道寮門前ニ於テ同寮雇入貴國人クーベル氏ヨリ銃創受ル段別紙之通り申出ルニ付鉄道寮ヘ及問合ル處則クーベル氏炮発致シ儀相違無之趣回答有之ニ付夫々書類取束御廻シ申ル就テハ右

去月十一日第二百十三号附ヲ以我國人藤井由兵衛ヨリ貴國人ジヨーセフ氏ヘ係ル訴訟一件及御懸合置い處即今右由兵衛ニ係リ横濱在留米国人ヨリ同所裁判所へ及出訴ル事件有之則由兵衛同裁判所ヨリ差出方懸合越ル間由兵衛ヨリジヨーセフ氏ニ係ル事件貴下ニ於テ御所分有之度萬一急速御取計難相成節ハ先ツ由兵衛横濱ヘ可差出ル得共可相成ハ夫迄ニ御裁決相成ル様致シ度就而ハ神奈川裁判所へ回答之都合モ有之ニ条否早々御回答有之度此段及御懸合ル拝具

明治七年一月十五日

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エー、セ、カワル貴下

6 鉄道寮御雇外人 Cooper 発砲事件(1)

第廿三号

幸七傷所全愈ニハ不至ハ得共御取調之節ハ御懸合次第可差出ハ

條至當之御所分有之度此段及御懸合ハ抨具

明治七年一月十六日

司法權少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アペル、エ、セカワル貴下

明治七年一月一日

右
類感 ㊞

前書之通相違無御座候以上

右町副戸長

山口嘉七㊞

兵庫裁判所

土居司法權少判事殿

福原町
森谷類藏

一 私方客船安芸國豊田郡向ヒ田之浦德一丸舟頭田上幸七儀英

人クーベルヨリ銃創請候始末左ニ申上候

一去年十二月廿三日幸七儀國許ヨリ牛積込当港江着舟滯留中

同月三十日小野新田牧牛会社江籠出候折柄午後第四時前船

改御役所ヨリ幸七并片舟稻荷丸船頭初八郎呼出ニ付籠出候

途中神戸海岸鐵道寮前橋上ニ於テ幸七并外両三人右初八郎

ヲ待合ノ居候所何所トモ不分炮声致銃丸飛来幸七左肩先江

相当リ候ニ付何レノ者仕業ニハ哉近傍相尋候得共不相分い

ニ付則右鐵道寮御役所内江尋參リ候所同寮中属金生ト申方

ヨリ右炮發致ハ者ハ同寮ニ御雇相成居ハ英國人クーベルト

シ置候也

広島県下豊田郡向田浦

田上幸七

右肩関節ニ銃創ヲ受ケ本月二日入院ス直ニ創口ヲ検査スルニ銃丸ノ出口ナシ消息子ヲ以テ探ルト雖凡丸ノ有無不分明焮熱疼痛劇甚ナルカ故ニ防炎療法ヲ施シ候處焮熱漸次ニ退散スト雖凡疼痛ハ依然トシテ運転スル「克」ハス依テ当今啻ニ安置法ノミヲ施

明治七年一月十六日

病院 兵庫県病院之印

7 Cabeldu 召仕窃盜容疑事件

第廿七号

貴國人カベルジウ氏商会召仕支那人瑞林ナル者ハ蘭国人アクトル所持品紛失一件ニ付尋之儀有之ル条明后廿三日午後一時當裁判所へ差出ニ様カベルジウ氏ヘ御達有之度此段及御懸合ニ付具

明治七年一月廿一日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、ガワル貴下

8 若林嘉兵衛ノ酒造藏競売一件(1)

第廿八号

第五号御書翰ヲ以我國人若林嘉兵衛土藏壳拏之儀ニ付貴國人カベルデュ一氏之書翰並ニ七百廿圓之受取書御差越委曲致承知

明治七年一月廿一日

然ル處右カベルデュ一氏書翰中異論之廉モ有之ル得共此事件ハ必竟兵庫縣之所分ニ依リ當裁判所ニ於テハ嘉兵衛ヨリ右同氏ヘ引当ニ差入ニ土藏壳拏方取計ニ迄之事ニテ同氏異存有之ル得ハ兵庫縣ニ於テ所分ヲ受ケル節可申立筈ニム然ルヲ今更異論有之

ル共當裁判所ニ於テハ採用難致ニ宗右衛門宗七土藏ノ儀ハ一応兵庫縣へ問合ニ儀有之懸合中ニ付孰レ追テ及御報ニ此段御答旁

申進ニ付具

明治七年一月廿一日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

9 裁判所休廷日ノ案内

第廿九号

日曜日之外當裁判所年中之休日御問合之趣致承知ニ則別紙差進ニ問是ニ而御承知有之度ニ右之外政府ヲ特達ニ因テ臨時之休暇有之ル此儀モ御含置有之度此段及御回答ニ付具

一四一

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、ガワル貴下

日曜日之外年中休暇日

一月一日ヨリ三日迄

一月四日 政始

一月五日 新年宴会

一月三十日 孝明天皇祭日

二月十一日 紀元節

四月三日 神武天皇祭日

七月十二日 湊川祭

九月十七日 神嘗祭

十一月三日 天長節

十一月廿三日 新嘗祭

十二月廿九日 ヨリ三十一日迄

右之通い事

第三十五号

貴国人キルペー商會ハンテル氏ヨリ我国人布屋事笛倉庄兵衛へ
 係ル藁帽子賣買ヨリ差起ル詞訟一件被告人取調ひ處ハンテル氏
 出訴之趣無相違旨申出いニ付明二十四日ヨリ十日之内ニ済方可
 致旨申渡い間此旨キルペー氏ヘ御達有之度此段申進い拝具

明治七年一月廿三日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

11 Piotrowski 稅関ニテ荷物ヲ紛失スル(1)

第三十六号

貴国人ピヨトラスケ氏所持之荷物昨年十二月十三日当港稅關之上屋ニ於テ紛失致い趣同氏ヨリ稅關へ訴出い儀ニ付雙方取調い
 間來ル廿七日午后一時右ピヨトラスケ氏並ニ手代常十郎外一人
 共當裁判所ヘ御差出有之度此段及御懸合い拝具

明治七年一月廿四日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

第四十五号

12 Horsford 和歌山ニテ狩獵中民家ニ火事ヲ発生サセル(1)

第三十八号

貴国人ハスオル氏本月十九日和歌山縣下小浦ニ於テ上陸シ小銃ヲ携ヘ小鳥ヲ覗ヒ發炮セシ處久保四郎右エ門居宅ヘ火移リ終ニ焼失ニ及ヒ村民物験ヲ釀シ和歌山縣廳へ訴出同縣官員出張之上ハスオル氏同道縣廳へ罷越一応取調ひ得共言語不通ニテ情實判然不致趣ヲ以同縣官員附添唯今當裁判所へ到着致ひ間不取敢ハ

明治七年一月廿四日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

第四十六号

14 Skipworth Hammond 商品ヲ盜マレル(1)

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

貴國人ピヨトラスケ氏所持之荷物紛失一件取調ひニ付同氏其外証人共昨二十七日午后一時出頭之儀去ル二十四日付ヲ以及御懸合置い處当日午后一時ニ至リピヨトラスケ氏俄ニ証人不相揃趣ヲ以延引之儀断出ハ如此差支等有之節ハ前以テ可申立答ト存ハ右ニ付岡頭罷在ハ貴館書記官トマス、マツクラチ氏始メ税関官員其外之者迄夫カ為ニ空敷引取ハ様立至リ甚不都合之事ニ存ハ就而ハ於貴下相当之御所分有之度此段及御懸合ハ拜具

明治七年一月廿八日

（出頭致ひ様御達有之度此段及御回答ひ拜具

明治七年一月廿八日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫（花押）

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

15 Herhausen 対鳴尾屋安兵衛油絞器競売一件

第四十八号

貴国人ヘルハウゼン氏ヨリ我國人鳴尾屋安兵衛へ係ル油絞器械

昨年中競賣相成ル處未タ不受取旨同氏ヨリ云々申立御懸合之趣

承知致ひ然ル處右器械競賣一件ハ當裁判所ニ於テ相闘シ不申兵

庫縣ニテ取扱い儀ト存ニ付別紙ヘルホーリン氏ヨリ差出ひ書

面御返却此段及御回答ひ拜具

明治七年一月廿八日

兵庫裁判所

司法権少判事 土居通夫（花押）

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

16 若林嘉兵衛ノ酒造藏競売一件（2）

第五十号

本月二十一日附第廿八号書翰ヲ以申進置ひ我國人八幡村若林嘉兵衛ヨリ貴國人カベルデュ一氏へ洋品代價之引當トシテ差入置レ酒造藏之内先般入札拂為致相残りい分同村田中宗七酒造藏一ヶ所及ヒ同苗宗右衛門酒造藏二ヶ所并附屬品共別紙揭示案之通來ル二月五日入札拂申付ひ間同日午后二時カベルデュ一氏右八幡村宗右衛門方へ向ケ出張ひ様御達ニ有之度此段及御懸合ひ拜具

明治七年一月廿九日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫（花押）

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

攝劔兎原郡八幡村

若林嘉兵衛

右之者去ル明治四年英國人カベルチユ一ヨリ洋品買取代價滞ニ

神戸市立中央図書館所蔵『兵庫裁判所書翰集』(一)

付同人江引當トシテ差入有之酒造藏先般入札拂為致尚残リ之分
八幡村内尼ヶ崎辰巳町梶ヶ嶋屋利右衛門持地ニ有之田中宗七所
持ノ酒造藏一ヶ所及ヒ八幡村字走出内尼ヶ崎市庭町太田吉三郎
持地ニ有之田中宗右衛門所持酒藏二ヶ所并附属品共今般左之通
入札拂為致ヒ条入札致度相望者ハ来ル二月五日午前十一時右嘉
兵衛方江可罷出者也

一酒造藏一ヶ所
一同行二十間梁
一同一ヶ所引廻二十一門

一酒造蔵一ヶ所
桁行二十間梁行六間

但シ内捨間梁行五間内捨二

間梁行四間

一大涌廿四本

一五尺桶

一
三
八
九

一
四尺桶蓋
十四牧

一三尺桶 三十四本

一
酢下シ桶

一
半
切

一
粧蓋
三百十八牧

一 水桶
一 木

漬桶	コジキ
酒船	ヌクメ
但シ道具一式	九本
刎棒	三本
秤	三本
男柱	三本
アミダ	二ツ
掛石	二ツ
棒カイ	二ツ
カイ	二ツ
大小	二ツ
ブンジ	二本
セイロウ	二本
水船	一本
柿桶	一本
水樽	一本
タレ口蓋	一本
糰十寸	一本
半役	五ツ
大小	一つ
狐桶	一つ

資料

一 マタ火バシ	一本
一 溜バ桶	
一 詰半切	
一 金杓	
一 釜杓 大小	
一 酒汲杓	
一 五升杓	
一 カスリ	
一 一升杓	
一 桶ハシゴ	
一 三丁	
一 神棚	
一 アヨビ	
一 上戸	
一 大桶蓋	
一 荷ナイ	
一 大桶	三本
一 踏ミマイ	一ツ
右來ル二月五日入札拂	
明治七年一月廿九日	

兵庫裁判所長

第五十四号
我国人鈴木彌太郎ナル者国禁之賭博ヲ犯候ニ付一応取糺候處當時貴國人エプロ氏召使之趣申立候ニ就テハ彌太郎取糺中当裁判所エ留置候付同氏ニ右之段御達置有之度此段及御掛合候拵具

明治七年二月二日

兵庫裁判所長

17 権少判事 土居通夫
孝明天皇祭ニヨリ裁判所休廷ノ案内

第五拾二号

以回章致啓達い然ハ明三十日

孝明天皇祭日ニ付當裁判所休廳ニ付此段及御報知い拵具

明治七年一月廿九日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫

各国領事 貴下

18 エプロノ召使賭博ニヨリ逮捕

第五十四号

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アヘル、エ、セ、ガール貴下

19 ラムネノ召使賭博ニヨリ逮捕

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

第五十五号
我国人森屋栄吉ナル者國禁之賭博ヲ犯候ニ付一応取糺候處當時
貴国人ラム子氏召使之趣申立候ニ就テハ栄吉取糺中當裁判所工

留置候付同氏ニ右之段御達置有之度此段及御掛合候拝具
明治七年二月二日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アヘル、エ、セ、ガール貴下

20 Piotrowski 稅関ニテ荷物ヲ紛失スル(3)

シ置有之度此段再応申進ひ拝具
明治七年二月三日

第五十六号

貴国人ピヨウトラウスケ氏ヨリ神戸税関ニ係ル事件ニ付同氏御

兵庫裁判所長

所分之儀御掛合申進候處一月三十日附ヲ以御回答之趣致承知候
以來急事件之外ハ一週日前可及御報知候条於貴下モ同様御取計
有之度此段及御回答候拝具

明治七年二月三日

第五十七号

21 若林嘉兵衛ノ酒造藏競売一件(3)

アベル、エ、ゼ、カール貴下

第五十七号

本月二十九日第五十号附ヲ以我国人八幡村若林嘉兵衛ヨリ貴國

人カベルデュ一氏ヘ洋品代價之引当トシテ差入置ひ酒造藏残り
之分來ル二月五日入札拂致ニ付而ハ同日午後二時カベルデュ
一氏右八幡村ヘ出張之儀及御懸合置ひ處同日若シ雨天ニルハ、
日送ニ可致ル条其次日出張ハ様カベルデュ一氏ヘ猶亦御達
シ置有之度此段再応申進ひ拝具

明治七年二月三日

司法権少判事 土居通夫(花押)

原告代理人
貿易商 赤松謙次郎

英國領事
アベル、エ、セ、ガワル貴下

22 柴田市兵衛對 Fisher 総糸取引一件(1)

第五十九号

去月廿九日第二十号御書翰ヲ以我國人柴田市兵衛ヨリ貴國人フ

イシエール氏社中ニ係ル一件ニ付被告人之返答書御差越致落手
候則原告人ニ相達候處原被對理之上至當之裁判受度旨別紙之通
申立候條早々御裁判有之度此段及御掛合候拝具

明治七年二月三日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、ガーレル貴下

神戸大手町

貿易商柴田市兵衛病氣ニ付

同所仲之町

右者先般同所居留地英國三十武番ファセル商会へ掛ル貿易總
糸不渡リ之義御訴訟奉申上ひ處今般被告代言人エスクルチエリ
トヨリ返答書差上申ひ處御下ケ渡シ相成披見仕ひ處簾々相違仕
ニ付領事館ニおみて双方突合御吟味之上至當之御裁判有之ム
様御掛合被成下度奉願上ひ已上

明治七年二月二日

神戸札場町

茶商

代言人 赤松平八㊞

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

23 藤井由兵衛對 Joseph 手付金取戻訴訟(2)

第六拾一号

去月廿二日第拾五号附ヲ以我國人藤井由兵衛ヨリ貴國人ジヨー
セフ氏ヘ係ル事件ニ付同氏ヨリ差出ル返答書御廻シ云々御申越

之趣致承知右之段原告人へ相達い處尚亦別紙之通申出る條可然

御取扱有之度此段及御懸合ル拜具

明治七年二月四日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、ガワル貴下

神戸中之町吉川多称方止宿

大坂安土町四丁目

原告人 藤井由兵衛

一 原告藤井由兵衛奉申上候昨年十二月中英國人ジョーセフ江
係ル手附金取戻シ之義御訴訟仕候處先月廿六日被告ジョーセフ

ヨリ之返答書御下ケニ相成披見仕候處相違之簾々且私ニ於テ難
解義有之候間右事件領事館ニ於テ双方突合御吟味被成下至當之
御裁判相成候様奉願上候已上

明治七年二月四日

藤井由兵衛(印)

兵庫多聞通七丁目寄留

代書人 黒田照信(印)

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

24 Horsford 和歌山ニテ狩獵中民家ニ火災ヲ發生サセル(2)

第六十二号

過日和歌山縣ヨリ送來候貴國人ハスオルド氏ニ係ル事件於貴館
第一月卅一日御裁判可相成之處不日同縣權令着港之旨申来候ニ
付到着追御裁判御差延之儀譯官ヲ以テ及御掛合置候處則同県權
令神山郡廉右事件關係之者引連一昨三日到着別紙訴狀差出候ニ
付及御差廻申候尤御取調之節ハ何時タリ共同人並關係之者トモ
差出可申候間御裁判之日取御申越有之度此段及御掛合候拜具

明治七年二月五日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、ガワル貴下

英國人ハスヲルト上陸遊獵ノ節民家焼亡ノ義ニ付訴状

原告人

和歌山県権令 神山郡廉

被告人

ハスヲルト

英國

和歌山縣下第六大區二ノ小區日高郡比井浦工英國人ハスヲルト
 ナル者去月十九日上陸ノ上所々遊獵ニ及ヒ同浦統小浦十七番地
 農久保四郎右エ門居宅傍ラニテ小銃ヲ以テ小鳥ヲ狙撃ニ及フ
 散弾ノ火氣右居宅藁屋根ニ移リ出火及ヒ折節ノ烈風ニテ消留メ
 難ク家屋諸式農具等残ラス焼失致シ右ハスヲルトハ留置タル旨
 同區長ヨリ飛札ヲ以テ報知有之ニ付即チ縣官小松三造杉本義定
 派出セシメ始未取調フル處同日午前十時ノ頃久保四郎右エ門ハ
 山稼ニ出テ妻多加麻疹病ニ罹ル二人ノ小兒ヲ看護中東裏邊ニテ
 炮声相聞エ間モナク怪シキ人声致スニツキ立出タル處外國人狼
 狽周章シ岩本喜介ハ出火ノ旨頻ニ呼ハリ居宅屋根東ノ隅ニ火ノ
 燃上ルヲ見受ケ大井ニ驚愕シ取敢エス二人ノ病兒ヲ扶ケ火災ヲ
 避ケタリ抑其日ハ烈風ニ付僅少ノ火モ蓄エス殊ニ平日火ノ縁無
 キ場所ヨリ燃上リタル事ニエ全ク彼ノ發炮ノ火氣藁屋根エ移リ
 シニ相違無之旨右多加申立ナリハスヲルト申口ニハ久保四郎右
 エ門居宅傍ニテ小鳥ヲ覗キ再度發炮致スハ相違ナク然ルニ忽チ
 同人居宅藁屋根ノ上ニ火ノ燃上ルヲ見受ケ直ニ消防致ス可クト
 彼は心配ナスト雖モ防具モナク烈風ノ折柄暫時ニ火勢蔓延シ其

中近隣ノ者等駆付立驅キ消防致ス場合其儘逃去リタル「ニテ發
 炮ノ火氣藁屋エ燃付タルヤ否ハ覚ニナキ旨申立勿論委詳ノ通辨
 モ出来カタクニ付其眞置キ猶其場ノ始末委シク目擊ノ者モ可
 有之ト夫々相調ル處右岩本喜介ナル者近傍エ用向ニテ相越シ帰
 宅ノ途中右四郎エ門居宅ヨリ二十歩程隔タリタル場所ニテ同人
 居宅屋根ヨリ火燃上リタルヲ見受駆付タルニ未タ家内ノ者ハ存
 セサル体ニテ家ノ戸口ハ樟子ヲ立縮メ其火場ニハ外國人一人狼
 狽致シ屋根エ登リ消シ留メタキ様ノ挙動ニコレアリタル處烈風
 且藁屋ノ故暫時ニ燃エ募リタルニ驚キ出火ノ旨呼立シヨリ近
 隣ノ者駆集リ俱々消防致シ延焼ハ之ナント雖モ遂ニ一家焼失シ
 タル旨申立タリ其消防混雜ニ際外國人ハ何レエカ逃避ゼンニツ
 キ搜索ノ處比井浦ニテ見當り差留前段發炮ヨリ出火致ス始末ヲ
 戸長等ハスヲルトニ應對セシトキ素ヨリ言語異ニシテ相通セス
 ト雖モ只憫恨落涙スルノミ由テ同人所雇ノ水夫亀吉外二人ヲ呼
 寄セ其者等ヨリ談判致サスルニ稍々言語相通シ全クハスオルト
 粗暴ヨリ生シタル失火ナリ因テハ償金ヲ出シ穩濟シタキ旨ヲ本
 人申立ル由亀吉外二人ヨリ口供書ヲ以テ申出タリ右ハ派出官員
 兩名現地ニ就テ取調ノ始末ヲ述ル所ナリハスヲルトハ縣下日高
 郡比井浦近海ニ萍泊致シ神戸入港ノ外國艦水先案内ヲ職トスル
 由シ按スルニ同人儀猥リニ上陸遊獵シ右發炮散弾ノ込ミ紙ニ火

移リタルマ、烈風ニ吹散リ藁屋根工燃付キタルニ察見スル所ナリ儲テハスオルトニハ其意アリテ発炮セシニ非サレハ確ト

発炮ヨリノ出火ト思ワヌモ由シナキニ似タレ疋熟ラ其場ノ事情

ヲ追想スレハ又発炮ヨリ過失シテ出火セシト誠心ニ覺悟スヘキ

ヲハ疑ヲ容レサル所ナリ夫レ久保四郎右エ門ナル者ハ小浦ノ細

民ニシテ闔家農具ニ至ルマテ一時ノ烏有ニ属スルヨリ親子七人

目下只管飢寒ヲ告ク之ニ因テ治民ノ為余代テ前件ノ事故ヲ訴故

ニハスヲルト等ヲ糾問アツテ久保四郎ニ門火災ノ根據ハ全ク發

炮ノ火氣ヨリ生シタル過誤ナルヤヲ審密ニ弁理シ併セテ狠リニ

上陸ノ破則ヲ督責アランコヲ請是管下農久保四郎右エ門妻多加

岩本喜介等ヲ保證ノ為メ率テ以テ公裁ヲ告ル所ナリ

明治七年二月三日

和歌山県權令

神山郡廉

權少判事土居通夫殿
疵受譯立之訴狀

廣島県下安芸国

豊田郡向田ノ浦

田上幸七

25 鉄道寮御雇外人 Cooper 発砲事件(2)

第六十七号

我国人田上幸七儀貴国人クーペル氏ヨリ銃創受ル一件ニ付去月

廿一日第拾三号附ヲ以御懸合之趣致承知則別紙訴状差出ル間御
廻申い可然御處分有之度此段及御懸合之拜具

明治七年二月七日

兵庫裁判所長

司法權少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

追テ幸七疵所未タ平愈ニ不至未定ニハル得共先ソ即今迄之入費
計算致シ別紙之通申出ル儀ニテ医師勘考ニハ凡今ヨリ二月ヲ經
サレハ平愈致シ難キ趣ニ付總費ハ追テ可申進ル得共不敢本文
及御懸合置ル也

明治七年二月三日

広島県下安芸国豊田郡向田ノ浦

資受譯立之訴

英國人

原告人 田上幸七

分已ニ別紙之通相成候間被告人御吟味之上此末全快ニ至候迄ノ
諸入費セ相償吳候様英國領事館ニ於テ相當之御裁判被成下候様
奉願候以上

明治七年第二月三日

田上幸七

兵庫福原町

代書人 奥村武雄

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

覚

一合金四拾九圓八拾毫錢貳厘

内

金七圓五拾錢

明治七年一月二日ヨリ同月三十一日迄日數三十日之間病

院入院藥料入費但一日二十五錢ツ、

金五拾錢

同月二日神戸東波戸場碇泊ノ船ヨリ病院マテ駕籠ニテ罷
愈不仕日々之雜費相嵩之候ノミナラス今日ノ稼方モ難出來必至

難沒罷在候間何卒傷所療養并稼方相休候損毛其外トモ只今迄之
入院致候第二前条ノ如ク病院ニ於テ治療致候得共疵所未タ平

私儀船稼渡世ニ付本国芸州ヨリ當港迄凡四ヶ度之往返見

込右毫ケ度ニ付運送賃九圓宛但日數三十日



外ニ五拾九番ハルリス方ニテ治療受候入費鉄道寮御雇入外

国人之内ヨリ取替相成居未タ金高相分リ不申ニ付追テ

相分リ次第可申上候

右之通ニ御座候尤夫々受取書取置申候

明治七年第二月三日

田上幸七

兵庫福原町

代書人 奥村武雄^印

兵庫裁判所長
土居司法権少判事殿

貴国人ウオトロス氏召仕清國寧波人黃國章ナル者ト我国人彌三郎トノ間ニ起ル鬭毆一件ニ付黃國章ニ尋問之儀有之候間後十二日前第九時當裁判所エ差出候様ウヲトル氏エ御達シ有之度此段及御掛合候拝具

明治七年二月十日

兵庫裁判所長

Waters ノ召仕喧嘩ヲスル(1)

第六拾八号

第六拾八号

貴国人ウオトロス氏召仕我國人彌三郎ト清國寧波人黃國章ト之間ニ起ル鬭毆一件ニ付右弥三郎取糺中當裁判所ニ留置ム條ウオ

トルス氏ヘ此段御達有之度ニ拝具

明治七年二月九日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、ガール貴下

27 Waters 召仕喧嘩ヲスル(2)

第七十号

明治七年二月三日

田上幸七

兵庫福原町

代書人 奥村武雄^印

兵庫裁判所長
土居司法権少判事殿

明治七年二月十日

兵庫裁判所長

Waters ノ召仕喧嘩ヲスル(1)

第六拾八号

英國領事

アベル、エ、ゼ、ガール貴下

28 紀元節ニヨリ裁判所休廷ノ案内

第七十一号

以回章致啓達ひ然ハ明十一日紀元節ニ付当裁判所休庁ニル条此段及御報ニ拝具

明治七年二月十日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫

各国領事貴下

明治七年二月十一日

兵庫裁判所長

Kirby 対笛倉庄兵衛藁帽子売買一件(2)

第七十二号

貴國人キルベー氏商会ヨリ我国人笛倉正兵衛ニ係ル詞訟一件ニ

付昨十日付ヲ以御掛合之貴翰致披閱候就テハ正兵衛儀済方日限

等閑候段ハ甚不埒ニ付猶相當ノ所分可及候昨十日正兵衛代言人

八木善十郎ナル者キルベー氏商會ニ荷物引取トシテ立越兼而取

極置候見手本ト比較ノ上金子ト引替品物可受取旨相談シ候処當

節右事件取扱候ハシテル氏留守中ニテ見手本有無不分且其品有

之候トモ領事館ヨリ差図無之テハ難渡金子トテモ同様難受取旨

相答候趣申出ル尤當裁判所ニ於テ已ニ濟方申渡ル上ハ金品取渡

等迄ハ関係不致儀ニ付是等ハ原被直々取引致シ差支無之ル間此

英國領事

アベル、エ、セ、カール貴下

30 Waters ノ召仕喧嘩ヲスル(3)

第七十四号

貴国人ウオトルス氏召仕我国人彌三郎ト清国寧波人黃國章ト之間ニ起ル鬪殴一件取糺ル處黃國章ナル者申立証跡不分明ニテ弥三郎ナル者ハ証拠人両名有之申立分明ニ付放免致ル條此段ウオトルス氏ヘ御達有之度ル拜具

明治七年二月十二日

資

料

旨キルベー氏商会ニ御達見手本被告人ニ為相見ル様御取斗有之度就テハ昨日御差越相成ルキルベー氏ノ書面中抽者并ニ裁判所官員ノ權ノ如何ナル者カ不心得云々ト有之右ハキルベー氏ニ於テ何等ノ心得ヲ以相認候哉右之次第承知致度ル得ハ悉細可申聞ル間何時也共當裁判所ニ出頭ル様御申達シ有之度此段及御回答候拜具

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、カワル貴下

31 Kirby 対 笹倉庄兵衛藁帽子売買一件(3)

第七十五号

貴国人キルベー氏商會ヨリ我國人笹倉庄兵衛ニ係ル事件ニ付去
ル十一日第七十二号附書翰ヲ以見手本之儀云々及御懸合置ニ處
猶亦被告人ヨリ別紙之申出ニ條キルベー氏商會ヨリ見本差出
シ正當之取引致ニ様御申達有之度此段及御懸合ニ拜具

明治七年二月十四日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

神戸濱町

榎並彦五郎止宿

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

八木善十郎

代言人 八木善十郎

一英國人キルベー定約之帽子見手本与比較致荷物取引之旨英領
事江御引合之趣被仰渡ニ付昨十二日中村市太郎代金所持仕同
社江罷越前件之通及対談ニ處預ケ置ニ見手本者先般ハンター召
仕ノもの江遣い由チャルレーク相断荷物之儀者同品ニ付受取
ニ様申答ニ故無何心一ツ丈ケ一見いたしハ處存外之惡品ニ付其
段申答罷帰申候

一本日私弁中村始メ罷越見手本之儀及急問ニ處支配人ワランチ
ン相答ニ義者右約定之節不居合因而一切承知無之既ニ先月ハン
タ一横濱江出立ノ砌右事件落着ニ付不日布正代金持參品物可引
取段相頼ニ而已就而者見本引較不申而荷物難引取義ニハ、
其段領事江届可出私也モ御裁判所江届出ニ様申聞ニ右證拠ニ可
相成見手本私江無答自懽ニ致ニ趣同社之手元甚怪敷更ニ請取方
見合申ニ右事情御憐察被成下萬国商法之規則ニ基キ神速ニ見本
元々之様差出シ品段比較明白ニ致シ荷物相渡ニ様被仰付被成下
置度奉願上ニ以上

明治七年第二月十三日

32 榎並利兵衛對 Lucas & Waters 千貝取引一件(1)

第七十六号
我国人榎並利兵衛ヨリ貴國人ルツカースウォトルス氏ニ係ル詞
訟一件ニ付兼テ御廻シ相成ニ同氏返答書之趣利兵衛へ相達置ニ
處猶亦別紙之通申出い間可然御所分有之度此段及御懸合ニ拜具

明治七年二月十八日
兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、カワル貴下

奉願上口上書

大阪西大組第六區

鞍北通壹町目

原告人 榎並利兵衛

私ヨリ英國人ルツカース ウオトルス江掛リ奉出訴ニ千貝柱之
事件ニ付再應左之件々申上御吟味之義奉願ニ

第一條

相手ルツカース ウオトルス江干貝四千五百八拾六箱ヲ預ケ

期限五月六日之約定ヲ以金貳万千五百円借用致シ右預ケ品物
之内壱千五百箱ハ海外江輸出方相托シ残リ三千〇八拾六箱ハ
金壹万七千五百円之金子ト何時ニ而も引替可請戾ス約定ニ
事

第二條

右預ケ置ニ千貝英人ヒヨトロスケ并カルソン兩人江賣渡シ約
定致シ四月八日カルソン同道八拾一番両替店江之振リ手形持
參請戾シニ参リニ外預ケ品物之内追々海外江積出し居ニ付
驚入不取敢英領事館江罷出荷物差留方及依頼ニ处金子引替之
約定ナレハ先金子持參無之而ハ難差留由被申聞買主カルソン
ニハ現在積出シニ荷物ヲ目當ニ出金可致謂レ無之由ヲ申ニ
付利兵衛於而ハ如何トモ進退窮リ終ニ裁判所江急訴致ニ
事

第三條

裁判所ニ於而モ荷物ト金子引替之義ニ付領事館ヲ被申渡シ通
リ同館江金子持參之上備江置ニ旨被仰渡然ルニ領事館ニ而ハ
普通之バンク之手形ニナクテハ裁判難致旨被申聞其内五月六
日之期限相過ニ事

第四條

前条之始末ニ而ヒヨトロスケ并カルソン氏ヨリ違約之廉相迫
リ多分之償イ金不差出シテハ不相叶次第ニ付ウオトルス江及

掛合の処和談ヲ以仕切金渡シ方取究メ可申旨申聞ニ付同人

ニ掛ル訴訟ハ願下ヶ致ル處免角尋明ケ不申ルニ付再上出願ル

処先方ヨリハ可成内済致度由申出い趣領事ヨリ之文通御下ケ

渡シ相成ルニ付屢寵越シ及催促ル得共却而今日ニ而ハ右品物

相場下落ニ付方今壳度ル而モ前借金迄ニハ不充杯ト分明ナル

書類モ相見セ不申ル事

第五條

私組合奥田佐七ニおるハルツカース ウオトルス氏ノ所置

振リ満足ノ趣ナレトモ決而左ニ非ス則別紙之通申居ル事

第六條

ルツカース ウオトルス氏ヨリ差引計算不致ヒヨトロスケ氏

ヲハ違約之廉を以約速之通償イ金請取度旨被及出訴終ニ身代
限リ之場ニ至リ元ヨリ私好曲ヨリ生スル事ニ無之ヲ憐マレ幸
ニ身代限リハ相免シル得とも何分ルツカースニ掛リ多分損失
ニ而商業手段モ無之ルニ付何卒速ニ訣ケ立致異ル様御裁判相
願ル事

第七條

元來右之如ク私義困迫ニ立至リル義ハルツカース ウオトル

ス氏ニおみて期限中之預リ品物自儘ニ海外江積出シヨリ終

ニハ賣先ニ而疑念ヲ生シ金調之手都合齟齬致シ進退窮迫ニ立

至リル義ニ在之ル間右等之情實御推考之上御裁判奉願上
右件々御採用被成ル様奉願ル以上

明治七年第一月三十一日右

権並利兵衛

大坂堂嶋中一町目

代言人 中村常七

兵庫裁判所長
土居司法権少判事殿

口上書

一大阪輶北通壱丁目権並利兵衛等昨年八月十六日神戸居留地五
十番ルツカース ウオトルス江相掛リ並合干貝請出シ訣立出
入出訴被致ル處右事件之義者元來預ケ品物ヲ相手之者一存ヲ
以刻限中海外江積出シルニ付利兵衛ニ於而者外賣先違約ニ相
成迷惑之段素ガ我等能存居ル處今般御吟味之上相手ルツカー
ス ウオトルス答書ヲ以権並利兵衛之為ニルツカース ウ
オトルス之所置振り我等満足致シル趣申立居ル得共何等之趣
意ヲ以右様申立ル哉一切相分リ不申我等ニ於而者決而左様之
義毛頭無御座ル間此段御尋ニ付奉申上ル已上

明治七年第一月三十一日

大阪西大組第六區鞆上通堺丁目

奥田佐七㊞

同所

代書人 辻 喜介㊞

追テ四郎右エ門妻井連累ノ者ハ尚滯港罷在候

34 Oriental Bank Co. 対小林又五郎訴訟一件(1)

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

第八十二号

33 Horsford 和歌山ニテ狩獵中民家ニ火災ヲ発生サセル(3)

第八十一号

貴国人ハスオルト氏ヨリ我国人久保四郎右衛門ニ係ル償金ノ儀ニ付御取調ノ儀有之いニ付右四郎右衛門方今當近傍ニ罷在ハハ明廿日午後第二時貴館エ出頭ニ様可申達旨御掛合之趣致承知

ハ然ル處同人儀ハ和歌山縣下居住ノ者ニテ方今當近傍ニハ罷在不申ハ此段及御報ニ拝具

明治七年二月十九日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、ゼ、エンスリー貴下

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、ガール貴下

35 Kirby 対笛倉庄兵衛藁帽子売買一件(4)

第八十四号

貴國人キルベー商社ヨリ我國人笛倉庄兵衛へ係ル詔詔一件ニ付
第廿七号十九日附貴翰ヲ以同商社ヨリ之申立御差廻シニ相成致
承知ハ同社ニ於テモ拙者之所分スル情實了解致兼ハヨリ種々之
苦情ニ亘リ可申尤被告人へ十日間之清方申付ニ儀ハ相違無之右

ヲ違背セシハ甚不埒ニ付勿論我刑律ニ所スヘク乍併被告人儀ハ

抑見手本ヲ以條約致シハ旨ヲ申立キルヘ一商社ニ於テハ其儀更

ニ無之段申立雙方不合之處被告人共ヨリ右ニ付確證有之旨申出

是亦傍観致シ難キ事件ニ付被告人之情實貴館ニ於テ一應御聞糺

シ有之度其上ニテ理非判然致シハ得ハ速ニ落着ニ至リハ様可申

付此段御回答旁申進ニ拜具

明治七年二月廿三日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、ゼ、エンスリー貴下

36 Kōkoku-sho 為替証書一件

第八十八号

支那人黃國章為替證書取扱い一件ニ付貴國人ウラトルス氏并マ
ケンヂ氏及同氏召仕支那人朱錦堂等へ相尋度儀有之ハ條明后廿
六日午前第十時當裁判所へ出頭ハ様御達有之度此段及御懸合ハ
拜具

明治七年二月廿四日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事
アベル、エ、セ、ガワル貴下

37 Oriental Bank Co. 対小林又五郎訴訟一件(2)

第九十一号

第廿九号附貴翰ヲ以貴國人フリエンタル、ハンク社中ヨリ我國
人小林又五郎ニ係ル事件ニ付云々御回答之趣致承知候就テハ來
ル三月四日原彼再審可致候間同日午後一時ヨリ右社中之内一人
證據物所持當裁判所エ罷出候様御達シ有之度此段及御掛合候
具

明治七年二月廿六日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、カール貴下

出之趣及御懸合ひ次第ニハ間夫是御取調之上相當之御所分有之

い様致度此段御答旁及御懸合ひ拜具

明治七年二月廿六日

38 檬並利兵衛對 Lucas & Waters 千貿取引一件(2)

兵庫裁判所長

司法權少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、ゼ、エンスリ貴下

39 高井安兵衛ノ身代限処分(1)

我國人榎並利兵衛ヨリ貴國人ルカス並ニウオトルス社中江係ル

事件ニ付昨廿五日第三十二号附貴翰致落手ハ然ル處右御迴答之

趣ニテハ昨年四月中出訴相成ハ處同年五月三十日附ニテ當方ヨ

リ差進ハ書翰ヲ以解訟御取計相成ハ趣ニ得共右事件ハ其后同

年八月中利兵衛ヨリ再訴致シルニ付則其節ガール貴下ヘ御裁判

之儀及御懸合其以来共左之通及御懸合ハ

一昨年八月廿日百廿八号付ヲ以利兵衛ヨリ差出ハ訴状ガワル貴
下ヘ及御廻ハ處同月三十日百六号之貴翰ヲ以ルツカース并ニ
ウオトルス社中ニ於テハ利兵衛ヘ示談之上可成内済可致旨申

出ハ趣御回答有之ハ事

一同年十月廿五日百七十七号附書翰ヲ以再応利兵衛ヨリ申出之

趣及御懸合ハ處同廿八日百四十号之貴翰ヲ以ルツカース并ニ
ウオトルス社中ニ返答書則ガワル貴下ヨリ御差越相成ハ事

右ルツカース并ニウオトルス社中ニ返答ニ依リ猶今般利兵衛申

第九十四号
明治七年三月三日

兵庫裁判所長

司法權少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、カワル貴下

40 Kirby 対笛倉庄兵衛藁帽子売買一件(5)

第九十六号

兼テ及御懸合ニ貴國人キルベー社中ヨリ我國人笛倉正兵衛ニ係ル一件則本月二日正兵衛代言人八木善十郎品物引取トシテ「キルベー社中ヘ立越シ受取方及談判物品見改ニ處約定書面ニ相違

致ニ品ニ付受取方難致旨申入立帰リニ段申出い就而ハ此末原被相對ヲ以取引為致ニ共到底不都合ノミ出来可申ニ付則品物代價

千六百弗被告人ヨリ取立當裁判所ヘ預リ置ニ間キルベー社中ヨリハ約定通り之物品持越シ當裁判所ニ於テ取引可為致ニ間来ル

六日午前十時右品持參出頭ニ様キルベー社中ヘ御達シ有之度此段及御懸合ニ拜具

明治七年三月四日

兵庫裁判所長不在ニ付代理

十等出仕近野種徳(花押)

英國領事代理

ゼームス、ゼ、エンスリー貴下

第九十七号

我國人松谷芳三郎ナル者縫物器械盜取ニ見込ラ以大阪裁判所ニ於テ取糾ニ處右機械ハ貴國人カベルト氏召仕我國人由太郎ヨリ買受ニ段申立ニ付於當裁判所取調方申越ニ付則逮部之者差出い條右由太郎引渡シ様カヘルト氏ヘ御申達有之度此段及御懸

合ニ拜具

明治七年三月五日

兵庫裁判所長代理

司法省十等出仕

近野種徳(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

42 Oriental Bank Co. 対小林又五郎訴訟一件(3)

第一百一号

兼而御掛合有之候貴國人ヨリエンタルバンク社中ヨリ我國人小林又五郎ニ係ル詞訟一件去ル四日原被取調候處双方ヨリ熟談内濟致シ候旨申出則聞届候ニ付此段及御報知候拜具

明治七年三月九日

兵庫裁判所長不在ニ付代理

司法省等出仕 近野種徳(花押)
英國領事代理
ゼームス、セ、エンズリー貴下

43 Kirby 対 笹倉庄兵衛 藟帽子売買一件(6)

第一百四号

兼テ及御懸合の貴國人キルベー氏ヨリ我國人笹倉庄兵衛へ係ル

夏帽子賣取差縫事件則去ル七日原被當裁判所へ出頭致ニ付雙

方立會之上現品為見改の處被告人ヨリ右品ハ約定面ニ相違致シ

難受取旨申出ニ付其段キルベー社中へ相達置ニ義ニい處猶亦

右ニ付同社中へ相尋ニ儀有之ニ問來ル十一日午前十時當裁判所

ヘ罷出ニ様御達有之度此段及御懸合ニ拜具

明治七年三月九日

兵庫裁判所長不在ニ付代

司法省等出仕 近野種徳(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー貴下

44 高井安兵衛ノ身代限処分(2)

第百五号
去ル四日第三十三号附ヲ以貴國人ヘルホーソン氏ヨリ我國人高
井安兵衛へ係ル事件ニ付安兵衛身代限り之儀ヘルホーソン氏ニ
於テ延引相成度旨云々御掛合之趣致承知い然ル處右一件ハ司法

省裁判所ニ於テ取扱い儀ニ付則同裁判所工御掛合之書類差廻シ
置候間否回答有之次第可及御報知先以此段及御答候拝具
明治七年三月九日

兵庫裁判所長不在ニ付代

司法省等出仕 近野種徳(花押)

英國領事代理
ゼームス、セ、エンスリー貴下

45 Kirby 対 笹倉庄兵衛 藟帽子売買一件(7)

第一百八号

貴國人キルベー商會ヨリ我國人笹倉正兵衛エ係ル事件ニ付本日
第三十五号附之貴翰落手ニ然ル處キルベー社中ヨリ申出之書

面ニテハ即今ニ至リ覆審致ニ候儀ト相心得居候哉ニ相見エ候得
共右ハ被告人エ済方申渡候後荷物受取之際ニ至リ物品約定面ニ
相違有之旨被告人ヨリ申出ニ付則其情實取調候儀ニテ巨細ハ兼

44 高井安兵衛ノ身代限処分(2)

テ申進置候通ニ有之候就テハ本日キルベ一社中ワランチン氏出

頭致シ候ニ付兼テ當方ニ預リ置候帽子見本四種之内何レ之分約
定通り取揃有之哉相尋候得共同氏ハ初ヨリ右約定之次第不案内
ニ付決答難致幸當節キルベ一氏在港ニ付本日午後二時同氏ヲ伴

ヒ出頭可致旨申立ニ付承リ届置候處同刻ニ至リ出頭不致如何之
訣ニ候哉被告人ニ於テハ約定書之通り三種之帽子ニ候ハ、可受

取旨申立候間右帽子渡方取極出来候權利有之者來ル十三日午前
第十字当裁判所エ罷出候様御達有之度候拜具

明治七年三月十一日
兵庫裁判所長病氣ニ付代
司法省十等出仕 近野種徳(花押)

英國領事代理
ゼームス、セ、エンスリー貴下

46 加藤重次郎対 Reynolds 償金一件(1)
第百十号
我國人加藤重次郎ヨリ貴國人レルトース氏ヘ係ル出訴一件ニ付
原告代言人ヨリ別紙之通申出い間可然御所分有之度此段及御懸
合ひ拜具

明治七年三月十三日

兵庫裁判所長病氣ニ付代
司法省十等出仕 近野種徳(花押)

アベル、エ、セ、カワル貴下

英國領事

神戸西之町
貿易商

加藤重次郎

代言人 赤松平八

先般方圓丸船主英國人レルトース江係ル加藤重次郎所持飛燕丸
附属ハツテ一ヲ破損償金之義御訴訟奉申上ル処去ル二月十六日
英國領事館ニ於テ被告人ガ償金差出可申旨裁判相成ル然ル処右
償金之義如何相成ル哉未タ領事館ヨリ當御裁判所ヘ相廻リ不申
い哉御伺申上度ル若相廻リ不申義ニ得者何卒領事館ヘ御掛合
償金御下渡被成下い様奉願上ル已上

明治七年第三月十三日

赤松平八④

神戸北野町

農

代書人 吉田一郎㊞

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

47 Kirby 対 笹倉庄兵衛藁帽子壳買一件(8)

第百十三号

貴國人キルベー商社ヨリ我國 笹倉正兵衛ニ係ル夏帽子約定差縛一件ニ付本月十三日キルベー氏出頭致ニ付原被立會之上兼テ當方ヘ預り置ル帽子見本種類區別取極致セサル處原告人ニ於テハ右見本ハ則約定之通三種ニ相違無之旨申立被告人於テハ全ク約定ニ相違シ有之四種ニル旨申立双方申口齟齬致シニ依テ此上ハ双方ヨリ監定人差出種類之區別取極サセ然ル上ニテ取引可致咎ニ付來ル廿日午前十時キルベー氏ニ於テモ監定人召連当裁判所へ可罷出旨御申達シ有之度此段及御懸合ル拜具

明治七年三月十六日

兵庫裁判所長病氣ニ付代理

司法省十等出仕 近野種徳(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー貴下

48 Hammond 宅窃盜犯容疑者一件

第百十四号

昨年百七十五号及本年十六号附貴翰ヲ以御掛合有之候昨年十二月十九日夜貴國人ハンモンド氏宅ニテ紛失致候品物ノ内手袋二ドセん入一箱襟巻一掛我國人和田治兵衛ナル者所持寵在候處盜賊之見込ヲ以居留地遷卒取押エ当裁判所エ連越候ニ付取糺候處治兵衛儀ハ居留地通行之節途中ニテ拾ヒ取候折柄被取押候旨申立遷卒兩人ハ治兵衛盜取候段申立双方之口供明瞭不致ニ付再三及取糺候處遷卒ムラ一氏之申立キリン氏ノ口供ニ相反シ加之治兵衛ノ所業タルハ兩人共推察迄之事ニテ證據無之ニ付犯罪ト見微シカタク依之治兵衛儀ハ放免致候本犯之罪人当今探索中ニ有之候間捕縛ニ至リ候得ハ可及御報知候猶瞭然タル確證有之候ハ申立候様ハンモント氏ニ御申達有之度此段及御掛合候拜具

明治七年三月十七日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼカール貴下

御廻有之儀ニ候哉否致承知度此段及御問合候拜具

49 Cabeidu 所持品紛失一件

明治七年三月十八日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼガール貴下

第一百十五号

貴國人カペルド氏商會ニ於品物紛失致候儀ニ付問合度儀有之候

条明後廿日午前第十時當裁判所ニ罷出候様同氏ニ御申達有之度

此段及御掛合候拜具

明治七年三月十八日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼ、カール貴下

50 Horsford 和歌山ニテ狩獵中民家ニ火災ヲ發生サセル(4)

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼガール貴下

第一百十六号
本年二月二十日於貴館御裁判相成候貴國人ホスオルト氏我國和
歌山縣小浦農久保四郎右エ門居宅及燒失候償金之儀月賦ヲ以テ
相払ヒ可申旨御裁判有之候處右月賦金儀ハ月々貴館ヨリ當裁判
所ニ御廻有之儀ニ候哉又ハ貴館ニ於テ月々御受取有之滿數之後

広島縣管下安藝國

第一百十九号

去月七日第六十七号附書簡ヲ以及御掛合置候我國人田上幸七儀

貴國人クーペル氏ヨリ銃創受候事件ニ付尚又別紙之通申出候ニ
付書類差出候間可然御所分有之度此段及御掛合候拜具

明治七年三月廿日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、ゼガール貴下

料 豊田郡向田之浦

田上幸七

田上幸七
兵庫福原町

代書人 松野嘉一郎

兵庫裁判所長

土居司法權少判事殿

52 Kirby 対笛倉庄兵衛蓑帽子売買一件(9)

右幸七奉申上候私去ル明治六年十二月三十日炮玉ニ當リ疵受候始末先般訴上候處追ミ御調之上疵所平愈致候得者其旨可申出様被仰附候處本日迄兵庫縣於病院治療罷在候處全ク平愈仕候間此段御届奉申上候附而者過日御訴訟申上後ヨリ尚又今日迄治療中之諸費左之通相懸リ申候
一金拾圓七拾五錢 去ル二月一日ヨリ今廿五日迄日數四十三日

之間病院藥料一日分貳十五錢宛

一同八円六錢武厘五毛 同二月一日ヨリ今十五日迄日數四十三 日ノ間看病人雇入一日分十八錢七厘五

毛

一同四拾五圓也 私儀船模渡世ニ付本国ヨリ當港迄四十三日之間五ヶ度往返見込運送賃一ヶ度九円

合金六拾三円八拾壹錢貳厘五毛

右之通疵療養中諸費相懸リ難済仕候尤私疵受候砌ヨリ國元家族之者茂兼而心痛罷在殊ニ極難済者ニ付日ミ相稼候テモ其日送兼候場合ニ附定テ及疲弊候哉与押計心痛罷在候何卒被告人クーベルヨリ至急譯立致異候様御裁断被 成下度奉願候

明治七年三月十八日

第三十八号本月十八日附貴翰ヲ以貴國人キルヘ一商社ヨリ我國人笛倉庄兵衛エ係ル蓑帽子一条ニ付同社ヨリ之申立書御差廻シ相成致承知候右ハ去ル一月十九日被告人工濟方申付候處其後品物受取候場合ニ至リ兼テ之條約書ニ相違有之品物受取カタキ趣申出候ニ付貴下エ御掛合之上キルベ一商社ヨリ相渡スヘキ見本帽子ヲ當裁判所エ差出サセ原彼立會ニテ約定面ノ通種類區別取究メサセ候處原被共異論有之區別判然不致ニ付双方ヨリ監定人差出シ種類取究ムヘキ旨申渡シ則本月廿日原告人出頭之儀及御掛合タル事ニ候抑當裁判所ニ於テ再調イタン候旨意到底種類區別判然不致テハ被告人工強チ引取申付候儀難出来ニ付右様及御掛合候儀ニテ原告人右ヲ相拒ミ不承服申立候ハ、更ニ當裁判所

ニ於テハ取扱方無之候条望通上告致シ可申旨御申達有之度右之

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

具

明治七年三月廿日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エスリー貴下

53 Lucas & Waters ノ召仕逮捕ノ件

第百廿一号

貴國人ルカスウラトルス氏召仕支那人ギイ儀於大阪我國人竹内

新造ヲ留置ム一件ニ付大阪裁判所ヨリギイ差出方阪エン子ス

リ貴下ヘ及御懸合ニ處同人儀ハ當港ニ居住罷在ム由ニ付則當裁判所ヨリ本日逮部之者差出ム條此者ヘ引渡ム様ルカスウラトルス氏ヘ御達シ有之度此段及御懸合ム拜具

明治七年三月廿日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

右者方圓丸蒸氣船主英國人レナルトス江係ル加藤重次郎所持飛燕丸附屬バツティラ破損償之義御訴訟奉申上ム処右償金トシテ

54 加藤重次郎対 Reynolds 償金一件(2)

第百廿四号

我國人加藤重次郎ヨリ貴國人レノルドス氏ヘ係ル一件御吟味之上去ル十九日第三十九号附貴翰ヲ以御裁判書並ニ金子御差出相成正ニ落手致シ右金重次郎ヘ下ケ渡ム處別紙之通受取書差出ムニ付則差進ム條御入手有之度ム拜具

明治七年三月廿四日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー貴下

差上申御請書之事

一 金八圓

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事より相廻り御下ヶ渡ニ相成正ニ奉請取ル為後證仍而如件

司法権少判事 土居通夫(花押)
英國領事代理

神戸札場町

加藤重次郎

代言人 赤松平八(印)

神戸北摺町

代書人 吉田二郎(印)

兵庫裁判所長

土居司法権少判事殿

55 高井安兵衛ノ身代限処分(3)

第一百二十六号

貴國人ヘルホーリン氏ヨリ我國人高井安兵衛ニ係ル事件ニ付同
人ノ身代限り延引之儀ヘルホーリン氏ヨリ申出有之候其旨司法
省裁判所エ掛合置候處右一件ハ貴國公使閣下ヲ經由シテ外務省
ヘ申出候方至当ニ可有之段申越候間右之趣ヘルホーリン氏エ御
申達有之度此段申進候拜具

明治七年三月廿五日

兵庫裁判所長

57 Cabeldu 所持品紛失一件

第一百三十號

貴國人カベルト氏所持品紛失一件ニ付同氏ヘ尋之儀有之ル條明

56 Horsford 和歌山ニテ狩獵中民家ニ火災ヲ發生サセル(5)

第一百廿七号

貴國人ホスオルド氏ヨリ我國人久保四郎右衛門ヘ可相渡償金月
割ヲ以貴下ヘ御取立ニ相成ル趣右ハ滿數之上取束御差廻有之度
此段御報申進ル拜具

明治七年三月廿五日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー貴下

后廿七日午前第十一時當裁判所へ出頭の様御申達有之度此段及

御懸合の拜具

明治七年三月廿五日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アベル、エ、セ、カワル貴下

58 檬並利兵衛對 Lucas & Waters 千貝取引一件(3)

第百三十一号

我國人榎並利兵衛ヨリ貴國人ルツカース并ニウオルトス社中ヘ
係ル事件兼テ御懸合之通訴状体裁相改別紙之通利兵衛ヨリ訴出
いニ付則右訴状差進い條可然御所分有之度此段及御懸合の拜具

明治七年三月廿六日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、ゼ、エンスリー貴下

口上書

一大阪鞆北通壹丁目榎並利兵衛より昨年八月十六日神戸居留地

五十番ルツカース江相掛リ並合千貝請出シ訳立出入出訴被致

い處右事件之義者元來預ケ品物ヲ相手之者一存ヲ以刻限中海
外追積出シニ付利兵衛ニ於而者外賣先違約ニ相成迷惑之段
素る我等能存居い處今般御裁判之上相手ルツカース答書ヲ
以榎並利兵衛之為ニルツカース之所置振リ我等満足致シニ趣
申立居得共何等之趣意ヲ以右様申立ひ哉一切相認リ不申我
等ニ於而者決而左様之義毛頭無御座ひ間此段御尋ニ付奉申上
候以上

明治七年第一月三十一日

大阪西大組第六區

鞆北通壱丁目

奥田佐七㊞

同 所

辻 喜助㊞

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

59 柴田市兵衛對 Fisher 總糸取引一件(2)

料 第百三十三号

兼テ御掛合申置候我國人柴田市兵衛ヨリ貴國人ファインエール氏エ係縦糸不渡一件并藤井由兵衛ヨリシヨセーフ氏エ係ル手付金取戻ノ訴如何御所置相成候哉早々御裁判有之度旨申出候間此段及御催促候拝具

明治七年三月廿七日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事

アヘル、エ、セ、カール貴下

60 Piotrowski 稅関ニテ荷物ヲ紛失スル(4)

英國領事

税関ニテ荷物ヲ紛失スル(4)

第百三十五号

第四十一號去月廿六日附ヲ以貴國人ヒヨトロスケ氏ヨリ当港稅關ニ係ル一件速ニ裁判有之度旨御掛合越之趣致承知候右ハ同氏ヨリ番頭常十郎之誓文ヲ證トシテ荷物紛失之儀申立稅關ニ於テハ荷物上家ニ措キ候節目方輒キ品一箱有之既ニ常十郎モ承知ノ旨證人ヲ以テ申立有之双方ノ口供相反スト雖モ其後常十郎逃走イタシ遂探索候得共未タ行方不知上ハ是非ヲ判スルニ至ラス乍

61 神武天皇祭日ニヨリ裁判所休庭ノ案内
明治七年四月二日

併税関ニテ主張スル處ハ譬へ各國人所有之荷物上家ニ差置事ヲ許セシ后若シ火難盜難ニ係ル共相当ノ庫租ヲ受取借庫中ニ預リ候品ト同一ニ見做シカタク一時其措ク場所ヲ貸與フル迄ニテ別ニ取締ノ設ケ無之此儀ハ各國人承知ノ事ニテ其損害ヲ受ケシ者ノ為ニ税関ヨリ償却スルノ理更ニ無之段申立有之至極當然之儀ト存候依テ此事件拙者ニ於テ難及裁判候間若シ税関ノ取扱同氏ニ於テ不得意ニ候得ハ上告ニ様御申達シ有之度此段及御回答ニ拝具

明治七年四月一日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

セームス、セ、エンスリー貴下

第百三十六号

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫

各国領事貴下

62 榎並利兵衛對 Lucas & Waters 千貝取引一件(4)

第百三十七号

我國人榎並利兵衛ヨリ貴國人ルカス并ニウオトルス氏ニ係ル事件ニ付去ル廿八日第四十二号附貴翰ヲ以右利兵衛ヨリ差出ル訴狀中貴國皇帝陛下ヲ女王陛下ト書載ル儀ニ付云々御申越之趣致承知ハ然ル處右称号之儀ニ付而ハ我國政府ヨリ未タ何タル布告モ無之い故拙者ニ於テ御決答難致ニ付則司法省へ相伺ひ上猶亦及御懸合ひ此段御承知置有之度ハ拜具

明治七年四月二日

兵庫裁判所長

司法権少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー貴下

63 藤井由兵衛對 Joseph 手附金取戻訴訟(3)

第百四十三号

我國人藤井由兵衛ヨリ貴國人ジョーセフ氏ニ係ル手附金取戻シ事件原告出訴之趣先般及御掛合置候處去ル十一日被告ジョーセフ氏ヨリ右手附金並利足共原告由兵衛エ及返償事濟相成候旨申出候ニ付此段申進候拜具

明治七年四月十三日

兵庫裁判所長

司法少判事 土井通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー貴下

64 兵庫裁判所長官位昇進ノ件

第百四十四号

以書翰致啓達ハ然ハ拙者儀今般司法少判事拝命致ハ條此段及御吹聴候拜具

明治七年四月十三日

兵庫裁判所長

司法少判事 土居通夫(花押)

英國領事兼佛國事務取扱

アベル、エ、セ、カワル貴下

ル預品取戻シ一件ニ付取調度筋有之い條明後十六日午前十時當

裁判所へ罷出ひ様同氏へ御申達有之度此段及御懸合ひ拜具

明治七年四月十四日

兵庫裁判所長不在ニ付代理

司法省十等出仕 近野種徳(花押)

資

65 スーリー雇傭ノ厩別当一件

第百五十六号

本月十一日第四十九号附貴翰ヲ以貴國人スーリー氏方ニ雇入ル
厩別當之儀ニ付我國人金吉ナル者故障申立ニ趣ヲ以同人取調方
云々御懸合之趣致承知ひ然ルニ右金吉住所及家号等不相分ルテ
ハ呼出方難致ニ問右御取調之上巨細御報知相成ルハ、取扱可致

い此段御答旁申進ニ拜具

明治七年四月十四日

兵庫裁判所長

司法少判事 土居通夫(花押)

英國領事代理

ゼームス、ゼ、エンスリー貴下

66 Herbert 対柴田末吉外三人預品取戻シ一件

第百五十七号

貴國人リチャルトヘルベルト氏ヨリ我國人柴田末吉外三人ニ係
ル

明治七年四月十五日

兵庫裁判所長不在ニ付代理

司法省十等出仕 近野種徳(花押)

67 榎並利兵衛對 Lucas & Waters 千貝取引一件(5)

第百五十八号

我國人榎並利兵衛ヨリ貴國人ルカスウオトルス氏ニ係ル事件ニ
付利兵衛ヨリ差出ル訴状中貴國
皇帝陛下ト書載ル儀ニ付云々御懸合有之ニ付其節不取敢及御
答い通り司法省ヘ伺置ル處即今沙汰有之則原告人ヘ相達別紙之
通訴状相改メサセ差出ル間可然御所分有之度此段及御懸合ル拜
具

明治七年四月十五日

英國領事代理

ゼームス、セ、エンスリー 貴下

在兵庫貌利太尼亞皇帝陛下之裁判所ニ於而

原告 檻並利兵衛

被告 ルツカース社中
ウォトルス

兵庫大阪貌利太尼亞皇帝陛下之領事

アペル、エ、セ、カワル貴下

右原告榎並利兵衛之歎願左ニ申上候

一 被告人江別紙写之通千八百七十三年第二月六日ニ原告人より
干貝五十斤入四千五百八十六箱ヲ相預ケ則被告人ヨリ金貳万
壹千五百円又金三百九十七円半ヲ借用致シ同年五月六日限
リ荷物可請戻約定ニ候事

第二 然ルニ被告人申ニ者上海表江輸出致時者吃度原告人之利
益ニ可相成由ニ付原告人者代價之目的無之テハ德失之理合難
訛リニ付被告人江相尋い處百斤ニ付金拾八円者正敷原告人之
手取ニ可相成由ヲ申ニ候事

第三 依テ被告人江預ケ置候干貝惣高之内壹千箱同年二月十七
日ト同月廿四日ト兩度ニ海外江輸出相托シ候事

第四 同年三月七日預ケ品物之内五百箱原告人江一應之断モナ

ク被告人一己ヲ以自儘ニ積出シニ付原告人ヨリ一應及懸合
い得其荷物者已ニ積出シ相成且被告人申ニ者香港表江積送リ
ニ時者高價ニシテ徳益ニ可相成譯柄ヲ物語リハニ付不得止被
告人之意ニ相任せ候事

第五 依テ残三千〇八十六箱之義モ如前条被告人ヨリ向後自儘
ニ輪出致時者迷惑ニ付同年三月五日被告人江懸合之上別紙之
通證書為認原告人江請取之置則三千〇八十六箱者金壹万七千
五百円之金子ト何時ニテモ引換可請戻ス約定致ニ付則右品
ニ英人ビヨトロスケ并カルソン兩人江壳附之約定致候事

第六 四月八日前書ビヨトロスケ并カルソン江品物可相渡積リ
ヲ以原告人并カルソン氏同道ニテ英八十一番両替店江之振リ
手形ヲ持參被告人方江品物請戻シニ参ニ処被告人預リ荷物海
外江積出シハ由ヲ申答品物相渡シ不申ニ事

第七 右之如ク被告人刻限中之預リ品物ヲ自儘ニ取扱ニ付不
取敢貰下江荷物差留方願出四月十五日兵庫裁判所エモ急訴致
ニ事

第八 依之裁判所ヨリ原告人訴ノ趣貴下江御掛合ニ相成ニ内被
告人ヨリ原告人江談判致ニ二者素々懇意ヲ以取組ニ事柄故右
預リ品物海外ニ於テ売拂仕切金ヲ相渡ベク旨申出ニ付原告
人ニ於而も下済行届ニ時者重疊ト相心得五月十八日被告人ニ

ルツカース ウオトルスニ候也

明治七年第三月十八日

原告人

榎並利兵衛㊞

資

第九 其後被告人江最初積出シム千五百箱并後ニ積出シム三千
 ○八十六箱之賣拂代金可相渡様屢々及催促ニ得共分明ナル返
 答無之ニ付同年八月中被告人ヨリ譯立致ニ様同人江御利解
 之義願出ニ事

第十 然ルニ被告人ヨリ申立ニ者原告人組合奥田佐七ニ於テ
 ハ被告人之所置振り満足之趣ナレトモ決テ左ニ非ス則別紙之
 通申居候且其後トテモ被告人ヨリ譯ケ立不致ニ付終ニ即今ニ
 至ル迄延引ニ相成ニ事

證拠物之写左之通
 於兵庫

千八百七十三年第二月廿七日

一貝柱四千五百八十六箱其許之願ニ依テ本月六日拙者其許より
 請取申候右者ホンコン シャンハイ バンク之勘定之多免千
 八百七十三年第五月六日限リ金貳万五千五百円之手形ヲ其許よ
 り同商會江可拂入引当として拙者相保申候
 一其許之教示ニ隨ひ貝柱千箱其許之利益之多免シヤンハイ表江
 売捌キとして輸ひ多しニ尤シヤンハイ表ニて拙者之為替手
 形ヲ得候上者貝柱代價ヲバンク引当より引去可申候且其許之
 要用として残貝柱都合次第右之手順ニて輸ひ可致候

第三条
 右之次第二付被告人ヨリ原告人江可請取条理アル金子之義ニ
 付御裁判ヲ仰度ニ事

第二条
 右之次第二付被告人江可請取条理アル金子之義ニ
 付御裁判ヲ仰度ニ事

御吟味之上可請取理アル分ト判決相成ニ高ヲ速ニ原告人江相
 挑ハ様被告人江御申付被下度ニ事

第三条

原告人右申立ニ手続キ之外尚御吟味相成ニ義も有之ニ得者審

ニ可申立ニ事

右訴訟之被告人タル者ハ神戸居留地五十番ノ商館ニ営業罷仕候

エナミリヘ殿
 オクダサヒチ殿

ルツカース
 ウオトルス

於兵庫

千八百七十三年第三月五日

一汝カ私ニ金子壹万七千五百円御拂ひ被成ルハ、慥ニ貝柱三千

○八十六箱御返却ニ可及申候已上

ルツカース

ウオトルス

奥田佐七㊞

同所

代書人 辻 喜助㊞

兵庫裁判所長

土居司法權少判事殿

榎並利兵衛殿
奥田佐七殿

口上書

一大阪鞶北通壹丁目榎並利兵衛より昨年八月十六日神戸居留地

五十番 ルツカース ウオトルス 江相掛リ並合干貝請出シ訛立出入訴被致
い處右事件之義者元來預ケ品物ヲ相手之者一存ヲ以刻限中海
外江積出しニ付利兵衛ニ於而者外壳先達約ニ相成迷惑之段
素る我等能存居ニ付今般御裁判之上相手 ルツカース ウオトルス 答書ヲ
以榎並利兵衛之為ニ ルツカース 之所置振り我等満足致しニ趣
申立居ニ得共何等之趣意ヲ以右様申立ル哉一切相訛リ不申我
等ニ於而者決而左様之義毛頭無御座ル間此段御尋ニ付奉申上
ル以上

明治七年第一月三十一日

大阪西大組第六區

鞶北通壹丁目

奥田佐七㊞

68 トムソン対加藤兼吉廻別当一件

第百六十号

去ル十一日第四十九号附ヲ以貴國人トムソン氏ル我國人加藤兼
吉エ係ル事件ニ付云々御掛合之趣致承知則右兼吉取調候處同人
儀ハ全ク同職之者ヨリ申合ヲ以廻別當中之取締向相心得居候迄
ニテ敢テ他ニ對シ故障等可申立権利無之候ニ付其段同人エ相達
シ置候条右之旨トムソン氏ニ御達シ有之度此段及御答候拝具
明治七年四月十六日

兵庫裁判所長病氣ニ付代理

司法省十等出仕 近野種徳(花押)

英國領事代理

ゼームスゼンスリー貴下

御取扱有之度此段及御掛合候拝具

明治七年四月廿日

69 Cabeldu 紛失荷物引渡ノ件

第百六十一号

過日第四十六号付ヲ以御懸合有之ニ貴國人カヘルシウ氏紛失品
引渡可申ハ間明后廿二日午前十一時當裁判所ヘ出頭ハ様同氏ヘ

御達有之度此段及御懸合ハ拜具
明治七年四月廿日

兵庫裁判所長不在ニ付代理

司法省十等出仕 近野種徳(花押)

英國領事代理

セームス、セ、エンスリー貴下

70 鉄道寮御雇外人 Cooper 発砲事件(4)

第百六十三号

英國人

兵庫大阪英國皇帝陛下之領事
アペルエゼガール貴下

右原告人田上幸七之歎願左ニ申上候

我國人田上幸七儀貴國人クーベル氏ヨリ銃創受候事件ニ付去月
三十日附貴翰ヲ以御申越之趣致承知右幸七江相達候處クーベル
氏申立之趣承諾難致旨ヲ以別紙訴狀差出候ニ付則差進候間可然

第一原告人明治六年十二月二十三日國許ヨリ所持之運漕船工牛
積込同月二十六日當港エ着船仕候
第二當港滯留中同月三十日小埜新田牧牛會社エ罷越候折柄同日

ゼームスゼンスリー貴下
在兵庫英國皇帝陛下ノ裁判所ニ於テ
豊田郡向田之浦船稼業
広島縣管下安藝國

英國領事代理

司法省十等出仕 近野種徳(花押)
兵庫裁判所長病氣ニ付代理

午後第四時前船改御役所ヨリ私井二片船稻荷丸船頭初八郎御呼
出ニ付牧牛會社詰合奥村武雄并ニ藤原秀五郎森谷新次郎等同道
ニテ罷出候途中神戸海岸(鉄)錢道寮前橋上ニ於テ前書初八郎外用向
有之引後レ居候ニ付同人待合居候所何レ共不分炮聲致シ銃丸飛
来私左之肩先ニ當リ候ニ付夫ミ相尋吳候得共更ニ不相分候ニ付
奥村武雄義(鉄)則錢道寮御役所内エ尋參リ吳候所同寮中屬金生殿被
申候ニハ右炮發致候者ハ同寮エ雇入ニ相成候英國人クーベルト
由者大ニ向イ炮發致シ候所全ク打外レ候趣ニテ私疵所御改之上
金生殿ヨリ添翰并ニ附添人被下居留地五十番ハリスト申醫師
エ寵越治療相受當年一月二日ヨリ兵庫縣病院エ入院致候
第三 一月二日ヨリ於病院治療相受漸三月十五日ニ至リ疵所平
愈致候事

候事
因テ原告人左之通歎願仕候
第一 右之次第二付被告人ヨリ原告人エ償ヒシテ可請取條理
アル金子之義ニ付御裁判ヲ奉願候

第二 御吟味之上可請取條理アル分ト判決相成候高ヲ速ニ原告
人工相拂候様被告人工御申付被下度候事

第三 原告人右ニ申立候手續之外尚御吟味ニ相成候義モ有之候
得ハ審ニ可申立候事

右訴訟之被告人タル者ハ神戸錢道寮ニ雇入相成居候英國人クーベルト申者ニ候也

明治七年四月

原告人

田上幸七

記

内譯

一 合金百拾三圓四十三錢七厘五毛

一金拾八圓二拾五錢 明治七年一月二日病院エ入院致三月十五
日迄日数七十三日ノ間藥料一日ハ二十五
錢宛

一金拾三圓六拾八錢七厘五毛 同年一月二日ヨリ病院ニテ看病
人雇入三月十五日迄一日償十八
錢七厘五毛ツメ日数七十三日之
間

一金五拾錢 同年一月二日神戸東波戸場碇泊ノ船ヨリ病院迄寵

越候籠駕賃

一金八拾壹圓

原告人船稼業ニ付本國安藝ヨリ當港迄凡九ヶ度
ノ往返見込運送貲一ヶ度ニ付九圓ツゝ日數七十

明治七年二月一日

よ志^(印)

三日

田上幸七殿

廣島縣下

右之通御座候尤受取書別紙寫ノ通取置申候

明治七年四月十五日

原告人

田上幸七

廣島縣下

入院患者 田上幸七

一金七圓五拾錢也

右ハ一月二日ヨリ同月三十一日迄日數合卅日分但一日分金二十

五錢宛合金書面之通相成如斯

明治七年二月一日

病院

會計掛

証

一金八圓六錢貳厘五毛

右ハ明治七年二月一日迄三月十五日迄看病人雇賃正ニ請取申候

明治七年三月十五日

証

一金五圓八拾一錢二厘

右ハ明治七年一月二日ヨリ看病人雇賃正ニ請取申候已上

田上幸七殿

佐多^(印)

覺

一 金五拾錢

右の鶴籠貯金を受取申候以上

明治七年一月一日

神戸大手町

鶴籠屋

政吉

田上幸七殿

挾女懸闕 (原資料欄外に書か込まれてゐる)

-
1. R. No. 1. Judicial.
January 4. 1874.
 2. R. No. 2. (13)
January 8. 1874.
 3. R. No. 3. (16)
January 9. 1874.
 4. R. No. 4. (17)
January 10. 1874.
 5. R. No. 5. (21)
January 15. 1874. (Judicial.)
Fujii Yoshihei vs. Joseph. For speedy hearing.
 6. R. No. 6. (23)
January 16. 1874. Judicial.
Cooper, Japanese shot by. 2 Incl.
 7. R. No. 7. (27)

- 來
賈
-
- | | |
|---|--|
| January 21. 1874. Judicial. | January 28. 1874. Judicial. |
| Cabeldu's servt. Zuirin to attend on 23 rd . | Skipworth, Hammond's goods stolen.
To attend on Febr. 3 rd . |
| 8. R. No. 8. (28) | 8. R. No. 15. (48) |
| January 21. 1874. Judicial. | January 28. 1874, Judicial. |
| 9. R. No. 9. (29) | 9. R. No. 16. (50) |
| January 21. 1874. Judicial. | January 29. 1874. Judicial. |
| Yearly holidays at Saibansho. 1 Incl. | Kahei's godowns. Cabeldu to attend on Febr. 5 th . 1 Incl. |
| 10. R. No. 10. (35) | 10. R. No. 17. (52) |
| January 23. 1874. Judicial. | January 29. 1874. Judicial. |
| Kirby vs. Shohei. To be settled. | Holiday at Saibansho on 30 th . |
| 11. R. No. 11. (36) | 11. R. No. 18. (54) |
| January 24. 1874. Judicial. | February 2. 1874. Judicial. |
| Piotrowski vs. Custom House. Will examine on 27 nd . | ...'s servant arrested for gambling. |
| 12. R. No. 12. (38) | 12. R. No. 19. (55) |
| January 24. 1874. Judicial. | February 2. 1874. Judicial. |
| Horsford. House burned by. | ...'s servant arrested for gambling. |
| 13. R. No. 13. (45) | 13. R. No. 20. (56) |
| January 28. 1874. Judicial. | |
| Piotrowski vs. Customs. Plts' witnesses not appeared. | |
| 14. R. No. 14. (46) | |

神戸市立中央図書館所蔵『兵庫裁判所書翰集』(一)

- | | |
|---|--|
| February 3. 1874. Judicial. | Waters' servant Yasaburō arrested. |
| Piotrowski's witnesses. Notices to be sent 1 week beforehand. | February 10. 1874. Judicial. |
| 21. R. No. 21. (57) | Waters's servant Kō-koku-sho. To summon. |
| February 3. 1874. Judicial. | February 10. 1874. Judicial. |
| Kahei's godowns. Sale will be deferred if day be rainy. | Holiday at Saibansho on 11 th . |
| 22. R. No. 22. (59) | February 11. 1874. Judicial. |
| February 3. 1874. Judicial. | February 12. 1874. Judicial. |
| Snibata Ichibei vs. Fisher & Co. Requesting trial. | Waters's servants. Assault case dismissed. |
| 23. R. No. 23. (61) | February 14. 1874. Judicial. |
| February 4. 1874. Judicial. | Kirby vs. Shōbei. Dfts' action wrong. |
| Fujii Yoshihei vs. Joseph. To give hearing. 1 Incl. | February 15. 1874. Judicial. |
| 24. R. No. 24. (62) | R. No. 31. (75) |
| February 5. 1874. Judicial. | February 18. 1874. Judicial. |
| Horsford's affair. Requesting trial. 1 Incl. | Yanami Rhei vs. Waters. 2 Incl. |
| 25. R. No. 25. (67) | February 19. 1874. Judicial. |
| February 7. 1874. Judicial. | |
| Cooper. Claim of Jap ^e , shot by. 2 Incl. | |
| 26. R. No. 26. (68) | |
| February 9. 1874. Judicial. | |
-

秦
Kubō Shirōyemon not in Hiōgo.

- | | |
|---|--|
| <p>34. R. No. 34. (82)
February 20. 1874. Judicial.
O.B.C. vs. Matagorō. Delay in case.</p> <p>35. R. No. 35. (84)
February 23. 1874. (Judicial)
Kirby vs. Shōbei. Difficulty about samples.</p> <p>36. R. No. 36. (88)
February 24. 1874. Judicial.
Kōkokusho. Waters & Mackenzie to attend.</p> <p>37. R. No. 37. (91)
February 26. 1874. Judicial.
O.B.C. vs. Matagorō. To be heard on March 4th.</p> <p>38. R. No. 38. (92)
February 26. 1874. Judicial.
Rhei vs. Lucas & Waters. To give hearing.</p> <p>39. R. No. 39. (94)
March 3. 1874. Judicial.
Herhausen vs. Yasubei. Date for sale.</p> <p>40. R. No. 40. (96)
March 4. 1874. Judicial.</p> | <p>41. R. No. 41. (97)
March 5. 1874. Judicial.
Cabeldu's servant Yoshitarō to be arrested.</p> <p>42. R. No. 42. (101)
March 9. 1874. Judicial.
O.B.C. vs. Matagorō. To be settled privately.</p> <p>43. R. No. 43. (4)
March 9. 1874. Judicial.
Kirby vs. Shōbei. To appear on 11th.</p> <p>44. R. No. 44. (105)
March 9. 1874. Judicial.
Herhausen vs. yasubei. Will refer to Jud^e. Dept^t.</p> <p>45. R. No. 45. (108)
March 11. 1874. Judicial.
Kirby vs. Shōbei. To appear on 13th.</p> <p>46. R. No. 46. (110)
March 13. 1874. Judicial.
Jijirō vs. Reynolds. What steps taken? 1 Incl</p> <p>47. R. No. 47. (113)
March 16. 1874. Judicial.</p> |
|---|--|

- 神戸市立中央図書館所蔵 『兵庫裁判所書翰集』 (一)
- Kirby vs. Shōbel. To appoint experts.
48. R. No. 48. (114)
March 17. 1874. Judicial.
Robbery at Hammond's. Supposed thief dismissed.
49. R. No. 49. (115)
March 18. 1874. Judicial.
Cabeldu to attend at saibansho.
50. R. No. 50. (116)
March 18. 1874. (Judicial)
Horsford's fire. How to be paid?
51. R. No. 51. (119)
March 20. 1874. Judicial.
Cooper, Jap^e, shot by. 1 Incl.
52. R. No. 52. (120)
March 20. 1874. Judicial.
Kirby vs. Shōbei. To refer to Yedo.
53. R. No. 53. (121)
March 20. 1874. (Judicial)
Gii. To send to Saibansho.
54. R. No. 54. (124)
March 24. 1874. Judicial.
- Juijirō vs. Reynolds. Receipt for §8. 1 Incl.
55. R. No. 55. (126)
March 25. 1874. Judicial.
Herhausen vs. Yasubei. To mention deferring case to F.
56. R. No. 56. (127)
March 25. 1874. Judicial.
Horsford's fire. To forward when total is made up.
57. R. No. 57. (130)
March 25. 1874. Judicial.
Cabeldu to attend on 27th.
58. R. No. (131)
March 26. 1874. Judicial.
Rhei vs. Lucas & Waters. Fresh petition. 2 Incl.
59. R. No. 59. (133)
March 27. 1874. Judicial.
Ichibei vs. Fisher & Yoshibei vs. Joseph.
What steps?
60. R. No. 60. (135)
April 1. 1874. Judicial.
Piotrowski vs. Customs. Cannot hear.

- 審
賈
-
- | | | | |
|---|----------------------------|---|---------------------------|
| 61. R. No. 61. (136) | April 2. 1874. Judicial. | 68. R. No. 68. (160) | April 16. 1874. Judicial. |
| Holiday at Saibansho on 3 rd . | | Kamekichi not to interfere with bettōs. | |
| 62. R. No. 62. (137) | April 2. 1874. Judicial. | 69. R. No. 69. (161) | April 20. 1874. Judicial. |
| Error in title of the Queen. Referred to Yedo. | | Cabeldu's lost goods to be restored. | |
| 63. R. No. 63. (143) | April 13. 1874. Saibansho. | 70. R. No. 70. (163) | April 20. 1874. Judicial. |
| Yoshibe vs. Joseph. Settled. | | Koshichi vs. Cooper, Pitff's reply. 1 Incl. | |
| 64. R. No. 64. (144) | Doi appointed Shōhanji. | | |
| 65. R. No. 65. (156) | April 13. 1874. Saibansho. | | |
| Bettō. Kamemichi's interference with. | | | |
| 66. R. No. 66. (157) | April 14. 1874. Saibansho. | | |
| Herbert vs. Suyekichi & others. To attend on 16 th . | | | |
| 67. R. No. 67. (158) | April 15. 1874. Judicial. | | |
| Rhei vs. Lucas & Waters. New petition. 2 Incl. | | | |